佐賀県選挙管理委員会告示21号

選挙運動及び政治活動取扱規程(昭和30年佐賀県選挙管理委員会告示第108号)の一部を次のように改正する。

平成28年6月3日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大川 正二郎

改正後

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前 (実費弁償及び報酬の額) 第85条 法第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動 に従事する者に対して支給することができる実費弁償の最高額、

第85条 法第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動 に従事する者に対して支給することができる実費弁償の最高額、 選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報 酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者(選挙運動 のために使用する事務員及び専ら法第141条の規定により選挙運 動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のた めに使用する者に限る。)に対し支給することができる報酬の最 高額は次のとおりとする。

(1)~(3) 略

(4) 選挙運動に従事する者1人に支給することができる報酬の額

ア略

イ 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者 1日につき15,000円

(実費弁償及び報酬の額)

第85条 法第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対して支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること(以下「要約筆記」という。)のために使用する者に限る。)に対し支給することができる報酬の最高額は次のとおりとする。

(1)~(3) 略

(4) 選挙運動に従事する者1人に支給することができる報酬の額

ア略

イ 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用 される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用す る者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記の ために使用する者 1日につき15,000円 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の選挙運動及び政治活動取扱規程の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。